

徳島県規則第七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

削る。 別表第二防災対策推進課の項第十一号中「及び徳島県石油コンビナート等防災本部」を

削る。 別表第八中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七十九号まで一号ずつ繰

附 則

この規則は、公布の日から施行する。